

空き家を活かして、まちににぎわいを

氷見市空き家利活用支援事業費補助金

BEFORE
使われていない
空き家…



AFTER
地域にひらかれた
にぎわいの拠点に！

制度内容

市内の空き家の利活用を促進するため、住宅以外の用途に改修する際の経費に対して補助金を交付します。

対象者

次のいずれかに該当する方

- 市内の空き家の所有者
- 市内の空き家を借りている方で、所有者から改修の同意を得ている方
- 市内の空き家を転貸している方で、所有者から改修の同意を得ている方

要件

補助金を申請できるのは、次のすべての条件を満たす方です。

- ☒ 対象となる空き家が、過去に本制度や他制度の要綱による補助金を受けていないこと
- ☒ 対象となる空き家を10年以上活用する予定であること
※休業や改修した施設でのテナントの募集は期間によっては活用されていないと判断される場合があります。
- ☒ 市税の滞納がないこと
- ☒ 暴力団員でないこと

補助金の額

空き家改修費用の1／2

① 氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組の推進に繋がるもの

飲食施設※ 民泊施設 ホテル オーベルジュ シェアオフィス
シェアハウス コワーキングスペース その他市長が認める施設
※物販施設に付属して設けられる飲食スペースや商品の販売に付属する飲食設備は除く

300万円

② ①以外の用途へ改修する場合

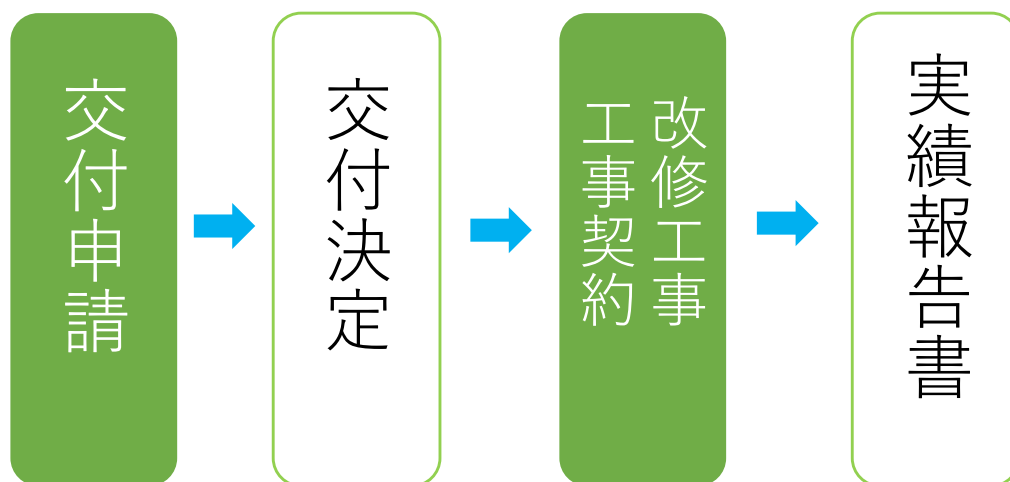
100万円

以下の改修工事、改修に係る経費は補助対象外となります。

- 工事
 - ・宗教施設
 - ・公序良俗に反すると市長が認める施設
- 経費
 - ・用地の取得及び用地又は建物の賃借に要する経費
 - ・家具、電化製品、暖房器具及び照明器具等の備品購入費
 - ・電信、電話及び通信等設備に係る経費 ・外構に係る経費
 - ・国、県又は本市の他補助制度と重複する箇所の改修に要する経費
 - ・空き家の利活用の主たる目的と関連性のない改修等に要する経費

申請の流れ

補助金の利用を検討されている方は、改修工事の実施前に必ず未来戦略課までご相談ください。



他補助制度との併用

まちなかの空き家に対し実施する改修工事は、商工観光課の「まちなか空き店舗等出店支援事業補助金」など、他の補助制度と併用しての申請ができる場合があります。

「まちなか空き店舗等出店支援事業補助金」と併用して申請する場合

①	氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組の推進に繋がるもの	最大 500万円
②	①以外の用途へ改修する場合	最大 300万円

ただし、併用する場合はそれぞれの補助金で対象とする工事が明確に異なる工事であることが必要です。

そのため、各工事ごとに作成された工事契約書や領収書など、工事が別々に行われたことを確認できる書類をご提出ください。

併用した場合の工事の一例

「空き家利活用支援事業費補助金」 を利用しての工事	「氷見市創業支援事業補助金」 「まちなか空き店舗等出店支援補助金」 を利用しての工事
・ 店舗部分床 ・ 店舗部分壁（クロスの張替え） ・ 店舗部分天井	・ 厨房部分工事 ・ 事業実施のために必要な備品の購入費

※一例です。事業によって補助対象となる経費が異なりますので、詳細は担当課にお問い合わせください。

「氷見市創業支援事業補助金」
「まちなか空き店舗等出店支援補助金」

担当：氷見市商工観光課
☎0766-74-8105

お問い合わせ

氷見市未来戦略課

☎0766-74-8075